

宮城県地方税滞納整理機構通信

納めLINE

平成24年度
第4号

納めてください(標準語)
納めらいん(宮城の方言)
納めLINE(通信紙名)

機構活動状況

平成25年1月末現在の機構の活動状況をお知らせします。徴収率はすでに昨年度末の実績(45・5%)を超え、機構設立以降最高の46・2%となりました。24年度の最終実績については今回の納めLINEでお知らせします。どこまで徴収率が伸びるか楽しみですね。

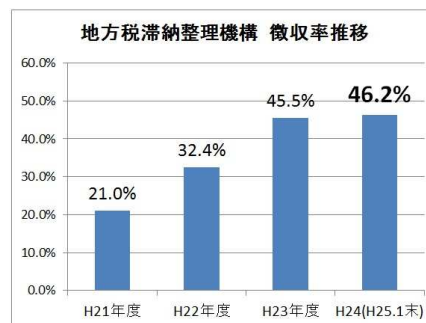
●滞納処分件数

- ・ 搜索162件
- ・ 差押550件(不動産13件、自動車3件、動産79件、債権その他財産455件)

※各年度とも1月末現在

	平成24年度	平成23年度
引受件数(件)	930	893
引受税額(千円)	1,125,088	1,318,850
徴収済額(千円)	520,043	514,993
徴収率(%)	46.2%	39.0%

1月末時点で、機構設立以降最高の徴収率を達成！
平成24年度の徴収率は？



これまでの徴収率推移は上記グラフのとおりです。来年度も職員一同頑張つて滞納整理に取り組みたいと思います。

単独で高い徴収率を達成するために

滞納整理はクリエイティブに、そして組織的に

機構事務局長 佐々木 秀喜

滞納整理は、極端な言い方をすると「納めてもらう」か、「取る」か、「落とす」かである。しかし、そこに到達するまでの過程は多種多様である。

初期の未納は「ついついっかり型」が多く、このようなケースであれば催告文書1つで収まる。ここで収まらない場合、次の段階から「知恵

と工夫”である。最近では、この自治体でも人員増は望めないため「少数精鋭」でやらざるを得ない。効果的・効果的に処理するためにはどうすべきか、を考え、計画や綿密なスケジュールを作成し、常に「改善」より良い方法は何かを意識しながら組織的に進めなければならぬ。滞納の初期段階は、早めに文書、電話、呼出などにより自主納付を促す。それでも収まらない時は、差押を前提に各種財産調査に移行するが、これらの過程で優先順位、タイミング、手法など様々な知恵と工夫が必要になる。また、滞納者から相談があれば、丁寧な対応が基本であるが、安易な分納を認めてはならない。ここを曖昧にすると滞納が長期化し、滞納者にとっても「滞納という重荷」からいつまでも解放されないことになる。滞納者の状況も詳しく聞きながら、組織としての方針やルールに沿って対応することが大切である。ここまで“組織的”にしつかりした対応ができれば、滞納の累積や常習化を防ぐことができる。

難儀なのは、滞納が高額、累積、常習化した滞納者や納税意識が低い滞納者のケースである。これらの滞納者に対しては、催告や折衝中心の手法ではなかなか解決しない。これに立ち向かう徴税吏員は、知力・体力のほかに責任感や情熱、人間力が試される。勿論、国税徴収法など関連法規の知識がベースにあることが基本である。滞納者は様々で、資力がありながら納めない滞納者には、処分を中心とした手法により毅然と立ち向かわなければならぬ。また、複雑な事情を抱える滞納者に対しては、問題解決や生活改善のアドバイスなど、時には叱咤激励もしながら、信頼関係を築き、自主納付に導くことも必要になる。



滞納整理機構の職場風景

先進地視察

機構職員
の
報告レポート

徴収事務の先進事例を学ぶことを目的として先進地視察研修を実施しました。視察先は神奈川県、岡山&香川、熊本です。今号の特集では、職員からの報告レポートを一挙紹介したいと思います。

〜神奈川県編〜

私たち機構1年生Aグループは、平成25年2月、神奈川県秦野市で先進地視察研修を行った。目的は「公金債権回収一元化」について学ぶためである。

秦野市は、神奈川県の中西部、人口十七万人の市で、市税(国保税を含む。)以外の金銭給付を目的とする私債権について、その収入確保及び整理に資するため、債権の保全、消滅、放棄等に関する規定を一体的・体系的に定め、その適正かつ的確な管理等の取扱いに寄与することを目



神奈川県秦野市役所

またシステムの統合は課題であったが、個人情報漏洩の問題や既存システムのリース期間の関係などもあり、一本化はしていないとのことであった。
債権回収一元化によるメリットだけでなく、課題や問題点について数多くご教示頂き、今後宮城県内でも導入を検討する市町村がある中、非常に参考になった。

的として、平成19年に債権管理等に関する条例を制定した。上下水道料金以外の全ての債権を対象に、債権回収課において部署の異なる債権について管理している。

この条例の特徴は、公債権や私債権の債権の区分と、滞納者に関する情報の区分を明確化し、滞納者に関する情報について、相互利用が出来るようにしたこと、非強制徴収債権についても、執行停止期間を設けたことなどがある。滞納者の情報が共有できることで、特に市税などで執行停止した案件について、非強制徴収債権でも足並みを揃えて、徴収停止から不能欠損により本来の時効よりも早期に不良債権として処理できることなど、メリットは大きいと感じた。

その一方で私債権の強制執行については、裁判手続きが必要になるため、予算の関係などもあり、あまり執行していないとのこと。

〜岡山&香川編〜

私達は岡山県と香川県に先進地視察研修に行かせていただきました。

初日に岡山県庁において岡山県滞納整理推進機構、2日目に香川県滞納整理推進機構、いずれも税源移譲後の個人住民税の徴収対策として設置されたものでしたが、組織体制や機構参加市町村との関わり方など違いがあり、当機構とも案件処理方法など異なる点があることを学びました。

2日目の午後には香川県善通寺市を訪問し、市税の徴収を担当する債権管理第一課と市税外債権の徴収を担当する債権管理第二課において、滞納整理体制や徴収マネジメント、具体的な取り組み事例について研修させていただきました。

債権管理第一課では、国税局を早期退職した方や民間企業で債権回収業務に携わった専門知識を持つ方を職員として迎え、これまで納税者自身が金融機関窓口で行っていた口座



中央：香川県善通寺市での視察風景
左下：昼は讃岐うどん(香川) 右下：岡山城

振替の申し込みを、納税通知書に同封したはがきで行える新たな方式を導入するなど、先進的な取り組みが評価され、市町村の徴税組織としては全国初となる総務省自治税務局長特別表彰を受賞しました。口座振替により納期内納付を推進することによって督促状発付件数の減少、現年度徴収率の向上につながり、県内市町村においても実施しやすい取り組みではないかと感じました。

また、過払い金の取り立て訴訟を弁護士を立てずに職員だけで対応するなど、専門知識を有する職員がい

ないと取り組むのが難しい事例もありましたが、逆に、小規模な自治体でも取り組めることを知らしめた事例ではないかと思われました。
当機構の解散を見据えた地方税徴収向上対策として非常に参考となる視察研修でした。

まだまだ続きます。次のページは熊本編です。

く熊本編く
過日、九州・熊本県へ先進地視察
研修に行かせていただきました。

初日は、阿蘇郡西原村役場において「西原村の徴収マネジメント」及び「市町村間相互併任徴収」についての研修でしたが、対応いただいた堀田係長さんは、全国市町村国際文化研修所や熊本県が主催する研修会で、徴収マネジメントについて事例発表するなど多方面でも活躍されており、当日は熊本県荒尾市収納課の職員3名も一緒に研修しました。



熊本県庁にて(くまモン像・視察風景)

徴収マネジメントでは、課内の情報共有や協力的体制構築、目標管理、進行管理、危機管理等について学び、市町村間相互併任徴収では、近隣市町村と熊本県(地方振興局)が協定を結び、構成する市町村の税務職員として徴税吏員証を交付することによって、搜索時の人員確保や徴税吏員のスキルアップ、近隣市町村の均衡化や相乗効果といったメリットがある一方、広域となるため時間的制約などのデメリットについてもご教示いただきました。

2日目は、熊本県総務部総務税務局税務課を訪問し「熊本県における地方税徴収向上対策」について研修
させていただきました。
熊本県では、平成20〜21年度の2年間、市町村からの派遣職員及び県職員により「地方税徴収特別対策室」を設置し、地方税の収入確保及び徴収率の向上、市町村職員の徴収技術向上を目的に、搜索や差押えを中心とした滞納処分等の徴収支援を行ってきました。2年で対策室は解散となりましたが、当初の目的が達成されたことや、前述した西原村など一部の市町村における市町村間相互併任徴収(地域版滞納整理機構)実施に向けた気運の高まりなどから、平成22年度以降は、各地域毎の地方税徴収支援へとシフトし、市町村との併任徴収を行うなど、県と市町村の連携強化が図られていることを学びました。

機構職員のヴォイス

2年前の2月のある日、突然上司に呼び出され「滞納整理機構に行って勉強してきてくれ!」の一声、一

瞬何が起こったのかわからず晴天の霹靂でした。課税経験はあるものの徴収経験は初めてでもあり、「何で俺なんだろう」と自問自答しながら数日間悩みました。

しかし、公務員の性というか断る勇気もなく承諾してしまいました。承諾したからには「まずは相手を知る」の思いで目にしたのがこの「納めライン」。機構立ち上げの経緯やその後の努力、そして、その努力が実ったのMVP大賞(知事褒状)の受賞にただただプレッシャーを感じるだけでした。赴任後、スタッフミーティングや実地研修等々、日々の勉強を通して徴税吏員としての自覚と役割を身につけ、やるからには自分のできる精一杯のことをやろうと考えるようになりました。

初年度は「東日本大震災」の影響により、この未曾有の災害の年に通常の課税や徴収ができるのか疑問視する声もでていましたが県では震災から一丸となって復興・再建に取り組んでおり、今だからこそなおさら税の公平性、徴収確保を図るべき「是非々々」の姿勢で滞納整理にあたることになりました。

市町村から案件を引き受けてからは即実践です。ベテラン徴税吏員のアドバイスを受けながら滞納整理を行いました。がなかなか思うように進まず、モチベーションも下がる時も

ありましたが、そこは、機構の明るい雰囲気やモチベーションを高く引き上げられました。機構での2年間は徴税吏員としてスキルアップはもちろん、課題に対しての解決力や決断力、コミュニケーション能力といったいわゆる「人間力」を向上させる場でもありました。また、機構の職員はもとより他の市町村の徴収担当者の方との同じ仕事をすることで「絆」が持てたことは今後の私にとって大きな財産となりました。機構身につけたこれらのことは今後、地元に戻ってからどのように生かしていくかが課題となりますが機構での経験を無駄にせず職務に対して全力を注いでいく決意を固めているところです。

連載記事「実録搜索レポート」搜索7つ道具徹底解説は、今回は休載し、次号に掲載いたします。新年度もお楽しみに。

宮城県地方税滞納整理機構

(宮城県総務部地方税徴収対策室内)
〒980-0857
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL 022-22111668
FAX 022-22112289
http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/choutai/



機構キャラクターおさむね君